

海外労働事情

イギリス コロナ禍による在宅勤務の影響

シンクタンクCIPD(Chartered Institute of Personnel and Development)は、新型コロナウイルスの影響で拡大した柔軟な働き方、とりわけ在宅勤務に関する企業等の調査結果をまとめた。国内のロックダウンに伴って、選択の余地なく広範に実施されることとなった在宅勤務の影響をめぐっては、雇用主の間でも評価が分かれるものの、多くの組織が、今後も在宅勤務の導入、拡大を予定しているとみられる。

3分の1の組織が生産性向上を報告

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、イギリスでは数度のロックダウンが実施され、政府は可能な限り在宅での就業を奨励した。在宅勤務自体は、従来から従業員の厚生の向上や、オフィス賃料の削減などを目的として実施されてはいたものの、ロックダウンの影響により、多くの組織が望むと望まざるとにかかわらず在宅勤務を実施することとなった。CIPDの企業等調査によれば、およそ3分の1(33%)の組織が、在宅勤務の実施による生産性の向上を報告する一方、23%は逆に生産性が低下したとしている。

在宅勤務の実施によるメリットに関する回答として最も多かったのは、通勤の回避(46%)や労働時間の柔軟化(39%)を通じた従業員の厚生の向上である。また、ITツールを使った従業員間の新たな協力(34%)や、

ITに関する能力の向上(23%)も、メリットとして挙げる組織が多く見られた。加えて、業務の妨げとなるものが減少した、との回答も33%に上った。

4割強で従業員の孤立が課題に

一方、課題として挙げられたものは、在宅就業に伴う従業員の孤立(44%)や、そもそも職務内容が在宅就業に向いていない(36%)、自宅が在宅就業に向いていない(31%)、技術面の不十分さ(15%)あるいは古さ(15%)、従業員の情報技術に関する知識不足(14%)、など。さらに、仕事関連の要因として、従業員間の交流や協力の難しさ(26%)、従業員の取り組み意識の不足(19%)、ラインマネージャーによる在宅就業者の管理能力の不足(19%)や従業員のパフォーマンスの管理能力の不足(18%)などが挙げられている。

今後について、回答者の63%が在宅勤務と職場での勤務を併用した働き方の導入・拡大を計画しているとしている。また45%は、週5日間の完全在宅勤務の導入や拡大の意向を示している。ただし、現業部門(operational business units)は、実行可能性の点から完全在宅勤務の導入にはより慎重な傾向にあるという。

なお、在宅勤務拡大に向けた取り組みとして、45%が人事方針の改定を、また4割前後が技術面での向上や、オンラインのガイダンスの改善を挙げて

いる。さらに、48%がフレックス勤務の導入を予定しているとしており、大半がその理由として、在宅勤務が可能な従業員とそうではない従業員間の公正をはかるため、と回答している。

生産的な在宅勤務に向けた訓練・支援を

報告書は、在宅勤務を含む柔軟な働き方の推進にあたっての提言として、大きく3点を挙げている。一つは、在宅勤務をより生産的なものとするための訓練や支援の提供である。CIPDは、在宅勤務と職場での勤務の併用を推奨する一方、週5日の完全在宅勤務は生産性や習得に悪影響が生じる可能性があるとして、その実施には管理者の訓練や雇用慣行の変化を要する、としている。

二つ目は、就業場所だけでなく時間の柔軟性も可能とするような、職務の再編を積極的に検討することである。とりわけ、在宅勤務ができない従業員を中心に考える必要がある。その際、個別の従業員からの柔軟な勤務の申請を待つよりも、チームによるアプローチを行う方が、よい結果を生む場合が多いと考えられる。

三つ目は、異なる業種や職務に応じた柔軟な働き方のビジネス上の利益に関する評価を行うことである。特に、柔軟な働き方が困難な業種や職務におけるビジネス上の利益について、政府と雇用主が共同で評価にあたる必要がある。

【参考資料】

CIPD “Flexible working: lessons from the pandemic”

(海外情報担当)

アメリカ

「米国救済計画法」が成立——失業保険加算措置の再延長など

バイデン大統領は3月12日、総額1兆9,000億ドル規模の経済・雇用対策を内容とする「米国救済計画法（American Rescue Plan Act of 2021）」に署名した。個人への3回目の直接給付（一人あたり1,400ドル）や失業保険給付の加算・特例措置の再延長などを盛り込んでいる。同大統領が就任前の1月14日に発表した「米国救済計画」をもとに法制化した。

3回目の大規模対策

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う大規模な経済・雇用対策は、トランプ前政権時代の20年3月（コロナウイルス支援・救済・経済安全保障法、CARES法、2.2兆ドル規模）、同12月（21年統合歳出法、9,000億ドル規模）に続いて3回目。今回の法案は2月27日に下院で可決されたが、与野党が拮抗している上院での審議は難航。民主党穏健派議員の承認を得るため、①最低賃金の15ドルへの引き上げに関する条項の削除^{〔注〕} ②直接給付対象者の縮小③失業保険加算の減額——などを修正のうえ、3月6日に可決された。修正後の法案は下院で同10日にあらためて可決され、大統領が12日に署名して成立した。

景気刺激策

成人1人あたりの直接給付額は初回（20年3月）の1,200ドル、2回目（同12月）の600ドルから1,400ドルに増やした。初回は500ドルとしていた子どもに対しても、2回目と同様に成人と同額を支給することとなった。年収7万5,000ドル（夫婦で15万ドル）を超える者への給付は段階的に減額し、年

収8万ドル（夫婦で16万ドル）を超える者には支給されない。この支給対象者の上限は、当初法案の10万ドル（夫婦で20万ドル）から縮小された。

失業保険の特例・加算措置

失業保険については20年3月の対策で①週600ドルの加算支給（連邦パンデミック失業補償、FPUC）②ギグ・ワーカーやフリーランス、自営業者らを対象にした特例給付（パンデミック失業支援プログラム、PUA）③受給期間満了者に対する最長13週間の継続給付（パンデミック緊急失業補償、PEUC）——などの制度が設けられた。その後、21年統合歳出法によりFPUCの加算額を週300ドルに縮減したうえで、一連の特例措置の期限を3月中旬まで延長していた。

バイデン政権の当初の計画では加算額を週400ドルに増やす方針だったが、上院の審議で週300ドルのままとされた。その一方で、所得が15万ドル未満の世帯に対し、20年に支払われた最大1万2,000ドルの失業保険給付を非課税の扱いとすることにした。一連の特例措置の期限は9月6日までとしている。

中小企業支援策

従業員の雇用や給与水準を維持した場合に返済を免除する中小企業向け融資制度である「給与保護プログラム（PPP）」について、民主党では「何百万もの中小企業等を助けたが、数十億ドルは、だまし取られた可能性がある」（20年9月の下院小委員会における民主党の予備報告書）と執行の実態を問題視していた。バイデン大統領は

就任後、改善策の一つとして、従業員20人未満の小規模事業者だけを2週間の期間限定で受付の対象にする措置などをとった。

PPPは21年4月4日現在で合計約914万件、総額約7,458億ドルの融資が認められている。今回の対策では72.5億ドルを追加した。21年3月末としていた申し込み期限は、5月末まで延長することにした。

このほか、経済的損傷災害融資（EIDL）の返済不要な補助金（所定の要件を満たす中小企業に最大1万ドルを提供）に150億ドル、レストランやバーなどの飲食店に対する助成金として286億ドルを計上している。

緊急家族医療休暇（有給病気休暇、拡大家族・医療休暇）については、税額控除を申請できる1人あたりの休暇日数をそれまでの最大50日（10週間）から60日（12週間）に拡大。これに伴い、控除額の上限を1万ドルから1万2,000（1日200ドル×60日）ドルへと引き上げるなどした（期限は9月末まで）。

税制面では、17歳未満の子ども1人あたり2,000ドルとしている児童税額控除（CTC）について、対象に17歳の子どもを含むこととし、1人あたり3,000ドル（6歳未満は3,600ドル）に引き上げた（夫婦の総所得が15万ドルを超えると段階的に減額される）。

〔注〕

最低賃金引き上げの条項削除については「連邦最賃を15ドルに段階的引き上げ—民主党議員らが法案提出」『Business Labor Trend』2021.4を参照。

【参考資料】

ブルームバーグ通信、米大統領府、連邦議会、連邦財務省中小企業庁、各ウェブサイト

（海外情報担当）

ドイツ

2021年以降の制度改正——操短手当を中心に

不況時の雇用維持策である「操業短縮手当(操短手当)」は、新型コロナウイルス危機下で、様々な要件緩和や延長策がとられている。操短手当を中心に2021年の主な改正動向を紹介する。

操短手当の受給要件と受給期間の緩和

「操短手当令改正に関する第1命令」により、2021年3月31日までに操業短縮を開始した事業所に対しては、2021年12月31日まで、以下の受給要件緩和に関する規定が適用される。

- ・一事業所において従業員の10%(従来は3分の1)以上に賃金の減少があること。
- ・労働時間口座の残高をマイナスにする必要はない(注)。

操短期間中の労働者の社会保険料の払い戻しに関しては、以下の期間延長措置が講じられる。

- ・2021年6月30日までは社会保険料が全額、払い戻される。
- ・2021年6月30日までに操業短縮を開始した全ての事業所に対して、最長で同年12月31日まで、引き続き半額が払い戻される。
- ・2021年7月1日以後、操短期間中に職業訓練を実施する場合、同年12月31日まで、社会保険料の払い戻しを半額から全額へと引き上げることが可能となる。

派遣労働者も操短手当を受給可能とする措置は、2021年3月31日までに操業短縮を開始した派遣元事業所に対して、同年12月31日まで延長される。

また、「操短手当の受給期間に関する第2命令」により、操短手当の受給期間を24カ月まで延長する措置は、

2020年12月31日までに操業短縮を開始した事業所に対して、最長2021年12月31日まで適用される。

操短手当の補填率の引き上げ

「雇用確保法(COVID-19感染拡大を受けた雇用確保に関する法律)(Beschäftigungssicherungsgesetz)」に基づく操短手当の補填率の引き上げ(4カ月目から休業により減少した手取り賃金の70%(子がいる場合は77%)、7カ月目から80%(同87%))に関する規定は、2021年3月31日までに操短手当の請求権が発生した全ての労働者に対して、同年12月31日まで延長される。

社会保険料・訓練費用の払い戻し

操業短縮による休業期間を継続職業訓練のために利用するインセンティブが強化される。具体的には、訓練期間中の社会保険料の半額払い戻し措置に関し、訓練実施期間を休業期間の50%以上とする要件を撤廃する。また、社会保険料の半額払い戻しに加えて、操業短縮中に開始された継続職業訓練に対して、事業所の規模に応じて定率で、訓練費用の払い戻し(助成)が受けられるようになる。

- ・従業員数10人未満の事業所は訓練費用の100%
- ・従業員数10人~249人の事業所は訓練費用の50%
- ・従業員数250人~2,499人の事業所は訓練費用の25%
- ・従業員数2,500人以上の事業所は訓練費用の15%

なお、上記の要件として、継続職業

訓練措置を120時間以上継続すること、訓練措置と訓練機関が社会法典第3編(SGB III)に基づく認定を受けていること等を満たす必要がある。

また、職業向上訓練支援法(Aufstiegsfortbildungsförderungsgesetz)に基づく訓練措置についても、操短期間中は、社会保険料の半額の払い戻しを受けることができる。

技術革新によって代替される可能性のある労働者への支援

「明日の労働法(Arbeit-von-morgen-Gesetz)(構造変革における継続職業訓練および初期職業訓練の支援強化のための法律)」に基づき、2021年1月以降、雇用エージェンシーによる継続職業訓練支援の手続きが簡素化された。具体的には、技術変革によって企業の相当数の労働者に継続職業訓練が必要になる場合、従来のように従業員一人ひとりの要件確認や支援申請を行う必要がなくなった。これまでは訓練助成対象の使用者や労働者が狭く限定されていたが、今後は「技術革新による代替可能性」を理由とした助成対象が労使ともに拡大され、申請も簡素化される。使用者は、従業員または従業員代表委員会の合意があれば、原則として、雇用エージェンシーへ初回のみ申請で、支援給付を受けることができる。この新規定の目的は、助成申請手続・決定を容易にすることで、企業における継続職業訓練の実施を促進することである。

[注]

操短手当の申請には従来、あらゆる回避策を講じることが必要で、企業は申請前に労働時間口座制度を利用する(=残高がマイナスとなる)必要があった。

【参考資料】

BMAS, Bundesregierungほか。

(海外情報担当)

フランス コロナ禍の若年者支援の出口戦略と就労者支援

カステックス首相は労使代表を集めた社会対話会議（以下、会議）を3月15日に開催し、直近の新型コロナウイルスの感染拡大は厳しさを増す傾向にあるなか、一連の支援策の出口戦略を示す必要性を改めて強調した。首相は、特に若年者支援について言及し、将来を見据えて社会的保護を保障するとともに、専門性を高めることによって長期雇用へと導く方策に注力する考えを示した（注1）。また、昨年に引き続き、コロナ禍の影響を受けた就労者の支援策として特別賞与の非課税措置を実施する考えを表明した。

若年者対策の今後

会議では、2020年7月から実施されている見習訓練を対象とする支援の期限を延長することが決まった。2021年2月末までに契約を締結した企業に対して、18歳以上30歳未満の場合は1人当たり8,000ユーロ、18歳未満の場合は1人当たり5,000ユーロの奨励金を支給する支援策（注2）を、現行制度のまま制限を加えず、2021年末まで継続する。

また、2020年8月から実施されている26歳未満の若年者を3カ月以上の有期あるいは無期の雇用契約で採用した企業を対象として4,000ユーロの奨励金を支給する措置は、3月31日の期限を5月末まで延長する。ただし、4月からは対象範囲を制限することになり、法定最低賃金（SMIC）の2倍までの上限を1.6倍までに引き下げる。

この見習訓練契約と若年者雇用の促進策（1人の若者に対して、一つの解決策：1 jeune, 1 solution）によっ

て、2020年8月から2021年1月までの間に26歳未満の若年者約130万人が3カ月以上の有期あるいは無期の雇用契約で採用され、そのうち見習訓練契約は50万人以上であった（注3）。見習訓練に対する奨励金には49万5,000件の申請があり、若年者雇用に対する奨励金には約34万件の申請があった（注4）。

特別賞与の非課税措置

首相は会議において、若年者対策に加えて、コロナ禍の影響を受けた就労者の継続的な支援を発表した。2019年の黄色いベスト運動や2020年のコロナ危機のなかで労働者を支援するため時限的に導入した措置と同じく、従業員へ支給された特別賞与のうち、1,000ユーロまでを対象に公租公課・社会保険料を全額免除する特別措置である。今回は労使合意を条件として上限が2,000ユーロに引き上げられる。

従業員への利益分配協定（accord d'intéressement）を年末までに締結した企業や、店舗のレジ業務や会計処理係、清掃スタッフ、ごみ収集員、配達員など、いわゆる「第2線」（« deuxième ligne »）に分類される職種の就労者の賃上げに関する産別労使交渉を開始した部門が上限引き上げの対象となる（注5）。

労使の反応

会議では、若年者対策の出口戦略に関して、労組から異論が出された。FO（労働者の力）からは、公的支援の出口戦略を考える必要性は認めるが、支援の終了を過度に早めないよう留意

する必要があるとの指摘が出された（注6）。

特別賞与の非課税措置についても、労使それぞれの立場から異論が表明された。経営者団体MEDEFは、任意制度ではあるものの、企業にとって最悪の時期であり、決して小さくない賞与支給の負担を企業側に強いる圧力が働くのではないかと懸念を示した。労組側は、任意制度であることを問題視し、FOは恩恵を全就労者に行き渡らせるべきであると指摘した。他方で、CGT（労働総同盟）は低賃金層の購買力を向上させるためには、任意制度よりも最低賃金の引き上げが必要との姿勢を改めて示した（注5）。

[注]

- 1 政府ウェブサイト（Une prime de 1 000 euros ouverte à tous les bas salaires en 2021, Publié le : 16/03/2021）参照。
- 2 『ビジネス・レーバー・トレンド』2020年11月号、64頁参照。
- 3 労働省ウェブサイト（Conférence du dialogue social : prolongation des aides du plan « 1 jeune, 1 solution », publié le 15.03.21）参照。ちなみにこの130万人という数は2018年と2019年の同期の水準とほぼ同じであり、コロナ禍の影響を踏まえれば「歴史的な数値」としている。
- 4 労働省ウェブサイト（La ministre du Travail, de l'Emploi et de l'Insertion a réuni les partenaires sociaux pour discuter de la sortie de crise en prévision de la Conférence du dialogue social, publié le 09.03.21）参照。
- 5 « Jean Castex annonce une prime pour les bas salaires et prolonge des aides », Le Monde, 15 mars 2021.
「第2線」の就労者とは、医療関係者のような「第1線」ではないが公衆と接触する職に就いているため、直接的な健康リスクにさらされている就労者のこと。
- 6 « Conférence sociale : le gouvernement prépare ce lundi la sortie de crise avec les partenaires sociaux », France Bleu, 15 mars 2021.

（ウェブサイト最終閲覧：2021年4月7日）（海外情報担当 北澤謙）

韓国

2021年度の外国人労働者導入・運用計画

政府は2020年12月23日、雇用許可制度に基づく「2021年度外国人労働者導入・運用計画」を議決した。経済・雇用の見通し、外国人労働者受け入れ申請の減少傾向などを考慮し、2021年度の一般雇用許可制に基づく外国人労働者の導入規模を2020年より4,000人少ない5万2,000人に設定した。

外国人労働者政策委員会による審議

韓国は、「外国人労働者の雇用等に関する法律」（外国人雇用法）に基づき、外国人非専門職人材を合法的に受け入れるための「雇用許可制度」を運用している。雇用許可制度には、「一般雇用許可制」（E-9査証）と韓国系外国人（在外同胞）を対象とする「特例雇用許可制」（H-2査証）の2種類がある。

外国人雇用法に基づき、外国人労働者の雇用管理および保護に関する主要事項を審議するため、國務總理の下に「外国人労働者政策委員会」が設置されている。雇用労働部長官は、外国人労働者政策委員会の審議・議決を経て、外国人労働者導入計画を策定・公表することとされている。

導入規模を前年度比4,000人減の5万2,000人に

政府は2020年12月23日、外国人労働者政策委員会を開催し、「2021年度外国人労働者導入・運用計画」を議決した。2021年の経済・雇用見通し、外国人労働者受け入れ申請数の減少傾向を考慮し、2021年の一般雇用許可制に基づく外国人労働者の導入規模は、前年より4,000人少ない5万2,000人に決定された。ここ最近の導入規模は、

2016年が5万8,000人、2017年から2020年までは5万6,000人であった。

2021年度の業種別導入規模（前年比）は、製造業3万7,700人（3,000人減）農畜産業6,400人（同数）、漁業3,000人（同数）、建設業1,800人（500人減）、サービス業100人（同数）である。企業の需要などを勘案し業種間で弾力的に割り当てられる「弾力配分」は、前年比500人減の3,000人に設定された。

新型コロナを考慮した弾力的運用

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、2020年に雇用許可書の発給を受けた外国人労働者のうち、入国できない外国人労働者が約3万人もいた。このため、2021年度は、上半期に2万2,000人の雇用許可書を優先的に発給し、残りの3万人については、新型コロナウイルスの感染状況と外国人労働者受け入れ数の推移、下半期の景気・雇用状況等を考慮しつつ、雇用許可書発給の適否を検討する計画である。

政府は、新型コロナウイルスの感染拡大が持続して外国人労働者の導入が円滑にいかず、産業現場の人材需給が逼迫する場合に備えて、雇用許可制度に基づく外国人労働者の就業活動期間制限を、現行の最長5年以内（基本3年+再入国時2年）から、外国人雇用法を改正して例外的に延長できる規定を整備する方針である。

雇用許可書の発給後、新型コロナウイルスの影響で外国人労働者の受け入れができず、1年以上待機している事業主が他の国籍の外国人労働者に代替申請するための手続きも簡素化する。現行は、既存の雇用許可を取り消した

後、内国人の求人を一定期間行っても労働力が確保できなかった場合にはじめて雇用許可書の発給を申請できる。この手続きを、待期間経過後すぐに再発給を申請できるよう改める。

外国人労働者の活用度・保護の強化

人材不足に直面する業種を対象に、外国人労働者の活用度を高める方策を推進する。内国人の就業希望が少ない金属および非金属鉱物・鉱業等を特例雇用許可制度の対象業種に追加する。また、近海漁業における外国人の乗船比率制限を上方修正（40%→50%）するとともに、沿岸漁業および沿岸刺網漁業における雇用許可人員を拡大する（1船当たり2人→4人）。

国内理工系学部（4年制）卒業留学生を一般雇用許可制の外国人労働者として活用する方策を整備する。

外国人労働者の人権保護のため、外国人雇用法を改正し、最初に外国人労働者を雇用した事業所に対し、労働関係法、人権教育の履修を義務化する。

新型コロナ対応雇用許可制運用策

外国人労働者の導入は、二国間協定を締結している16の送り出し国のうち、新型コロナウイルスの感染状況が比較的落ち着いた国を中心に進める。入国時にPCR検査の陰性確認書の提出を義務づけ、自己隔離期間中に1日のモニタリングおよびオンライン就業教育を実施するなど、入国前後の防疫管理を強化。外国人労働者を対象に非対面実態調査を実施し、防疫管理が脆弱であると疑われる事業所を指導・点検する。雇用許可制度と労働監督制度の連携を通じて、労働関係法違反の事例をリアルタイムで確認し、事業所管理の実効性を高める。（海外情報担当）

中国

雇用優先政策を継続——2021年政府活動報告

全国人民代表大会(国会に相当する)が2021年3月5日に開幕した。李克強首相は、当日発表された「2021年政府活動報告」(以下:「報告」)^(注1)で、2021年国内総生産(GDP)の成長率目標は6%以上、都市部における前年以上の雇用創出を強調した。「報告」では前年と同様に、雇用安定と雇用創出重視の方針が示されている。

21年の雇用優先政策

「報告」によると、2021年は都市部において1,100万人以上の新規雇用創出と5.5%の失業率が目標として設定されている。具体的な方策としては、雇用基準の引き下げ^(注2)の推進、新しい雇用形態の発展支援と標準化、労災保護の範囲拡大など、起業を含む多様な就業促進を掲げている。フレキシブルな就業促進のため、就業者に社会保障補助金を支給し、地域の社会保険加入の戸籍制限を撤廃するなどの自由化を促進する。大卒者、退役軍人、出稼ぎ労働者などの求職支援とともに、障がい者や失業者など就職困難者への支援策を改善し、再就職の促進を図る。

また、雇用補助金を通じて、労働市場(非正規雇用を含む)やホワイトカラーなど人材市場を支援して雇用機会を拡大し、就業意欲や能力の高い人材のために公正な雇用機会を創出する。

さらに、職業訓練を重要施策と位置づけ、職業訓練基金の対象範囲を拡大し、大規模な全水準の職業訓練を実施し、職業技能向上と高等職業教育の学生募集拡大の目標を達成することで、高技能人材向けの技能訓練基盤を構築する。

フレキシブルな就業への支援

雇用安定と雇用創出を目指し、中国政府は2019年から「フレキシブルな就業」の支援に取り組んでいる。2019年12月24日に国務院は「雇用安定へのさらなる取り組みに関する指導意見」^(注3)を発表し、2020年7月31日には「多様な方法によるフレキシブル就労への支援に関する意見」^(注4)に基づき、①小規模な起業者向けの無担保融資、税制優遇、起業補助金支援②金融支援による非正規雇用機会の増加③インターネットを利用したオンライン教育・医療、デリバリーなどの業界支援——を発表した。

雇用拡大をめざす今回の「報告」では、フレキシブルな就業の促進における中小企業の負担軽減を中心に据えた点が特徴だ。減税と手数料の削減、企業の生産・運営費の削減と財政支援の強化を通じてビジネス環境の最適化を図る。また、企業を取り巻く人材環境の規制が緩和されることで、フレキシブルな就業者の人材サービスを中小企業にも提供する事が可能となる。

また、「報告」では、フレキシブルな就業者のための社会保険補助金の提供も強調されており、就職困難者や大学既卒者(卒業後2年以内に就職できない者)などを対象に、個人で社会保険に加入することを条件に、基本養老保険、基本医療保険、失業保険費用の補助金が支給される。この場合、補助金の支給対象と金額は地域によって異なる。例えば、北京市では社会補助金を毎月一人当たり958元を支給する。福建省福清市では、前年度の社会保険

料最低納付金額の65%を支給している。ただし、戸籍制限によりフレキシブルな就業者の社会保険加入率は低く、途中で脱退する割合も高い。「報告」では、地域における社会保険加入に戸籍の自由化促進を提案している。すでに一部の地域では、フレキシブルな就業者に対して社会保険加入に関する戸籍制限を廃棄している。最初に戸籍制限を撤廃した武漢市では、2014年からフレキシブルな就業者(男性は50歳未満、女性は40歳未満)は戸籍を問わず社会保険に自由に加入し、養老保険の地域移転継続手続きを行うことができるようになった。長沙市では2016年からフレキシブルな就業者が都市部従業員基本養老保険に加入でき、帯同子女も同市で義務教育を受けられるようになった。広東省は2020年8月から「フレキシブルな就業者に対する管理措置(試行)」^(注5)に基づき、戸籍を問わず就職した地域の従業員基本養老保険に加入できるようになり、被保険期間や年齢制限なども撤廃した。

コロナ禍で外需に期待ができないなか、経済を下支えする政策として、「報告」で示された「雇用」目標は、今後の経済発展の大きな注目点となるだろう。

[注]

- 1 <http://www.gov.cn/zhuanti/2021lhfgzbg/index.htm>
- 2 一部国家資格リストで受験資格における実務経験年数の引下げ、項目からの除外など大胆な変更により就職しやすいように基準を下げること。
- 3 https://www.jil.go.jp/foreign/jihou/2020/03/china_01.html
- 4 关于支持多渠道灵活就业的意见 http://www.gov.cn/zhengce/content/2020-07/31/content_5531613.htm
- 5 广东省灵活就业人员服务管理办法(试行) 2020年8月20日発表 http://hrss.gd.gov.cn/gkmlpt/content/3/3069/post_3069098.html#1264

[参考文献]

中国政府網、人力資源と社会保障部、新華網

(海外情報担当)

OECD

緩和的金融政策・財政政策が引き続き必要
——経済見通し中間報告

OECD(経済協力開発機構)は2021年3月、「[OECD経済見通し中間報告—回復の強化:スピードの必要性(OECD Economic Outlook, Interim Report. Strengthening the recovery: The need for speed)]」を公表した。以下、報告の概要を紹介する。

経済の回復は予測より早い
地域間で差異が顕著

2020年後半は多くの国で新たな変異ウイルスが発生し、封じ込め措置が強化されたものの、経済は予測よりも速く回復している。しかし、そのペースには地域間で著しいばらつきが見られる。中国、インド、トルコ等の新興国では回復が比較的速く、強力な財政措置と製造業・建設業の回復に伴い、GDP成長率はパンデミック前の水準を上回った。また、オーストラリア、日本、韓国を含む多くのアジア太平洋諸国では、強力かつ効果的な封じ込め

措置や政府の支援、製造業における広範な復興を反映して、GDPの損失は比較的軽度だった。一方、アメリカでは強力な刺激策と財政状態の改善によりGDPが上昇したが、2020年末には勢いが鈍化した。ヨーロッパ先進国では変異ウイルスの拡大とサービス業における労働時間短縮に伴う長期的な混乱を反映し、回復のペースは緩やかとなった。

労働市場は徐々に回復しているが
産業・労働者属性による格差も存在

労働市場の状況は徐々に回復しており、ヨーロッパや日本では短時間労働スキームや賃金補助等の雇用維持策が引き続き役立っている。しかし、OECD諸国全体で危機前よりも約1,000万人が失業し、就業率の低下と非経済活動人口比率の上昇が進んだ。発展途上国では数百万人の労働者が失業し、貧困が拡大している。多くの先進国では総

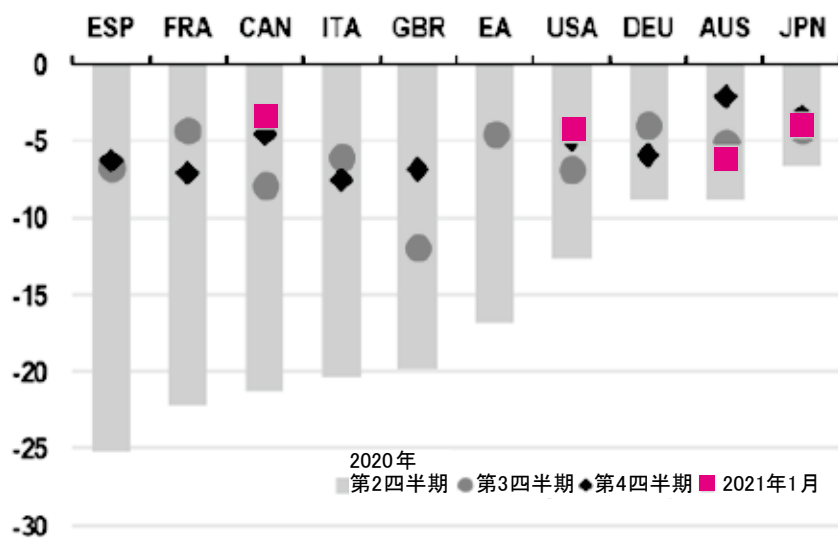
労働時間が危機前よりも平均して約5%低下した(図1)。減少は主に、レジャー、ホスピタリティ、輸送、小売および卸売業等のサービス業に集中している。これらの産業はほとんどの国で雇用の20~30%を占めており、ワクチンが迅速に配備されて封じ込め措置が大幅に緩和されない限り、依然として不安定な状況である。さらに、女性、若者、低所得労働者の多くは、これらの産業で働いており、特にリスクにさらされている。

今後の見通しは改善されたが
地域間で差異

世界全体のGDP成長率は基本予測の場合、2021年は5.6%、2022年は4.0%になると予測される(注)。これは2020年12月の予測よりも回復が速く、2020年後半の強力な経済活動による勢い、ワクチン有効性の証拠の増加、多くの国(特にアメリカ)で今年実施された追加の政策支援による需要の刺激を反映している。世界全体のGDPは2021年半ばまでに危機前の水準を超えると予測されるが、先進国と新興国および広範囲な地域間で、短期的には著しい成長の不均衡が持続する可能性がある。

多くのアジア太平洋諸国ではパンデミックとその余波による経済的影響は限定的で、日本やインドが実施した追加の財政支援も回復に役立つと見られる。アメリカでは強力な財政支援が需要を大幅に強化し、パンデミックからのより強力な回復を可能にする見込みである。ヨーロッパ主要経済国では2021年初頭の継続的な封じ込め措置とより限定的な財政支援を反映して、緩やかな回復が予測される。中南米やアフリカ等の新興国では新たな変異ウ

図1 2020年第2四半期以降の総労働時間の推移(2019年第4四半期比、%)



注:左からスペイン、フランス、カナダ、イタリア、イギリス、ユーロ圏、アメリカ、ドイツ、オーストラリア、日本。
資料出所:OECD(2021)

イルスの出現に直面しているうえに、ワクチン展開のペースが遅く、追加の政策支援の範囲が限られているため、回復が鈍化する可能性がある。

緩和的金融政策・財政政策が必要

重要な金融・財政支援が、引き続き経済活動を支えている。アメリカ、日本、ドイツ、カナダ、インドを含むいくつかの国で、過去3カ月間に追加の財政措置が発表された。また、多くの国は既存の所得支援スキームの拡張や再導入を計画している。ヨーロッパでは次世代復興基金からの支出が今年後半に開始予定だが、今年の財政刺激策の合計はユーロ圏GDPの約1%と比較的穏やかになる見込みだ。アメリカの今年の財政支援策「米国救済計画(アメリカン・レスキュー・プラン)」には最大1兆9,000億ドル(GDPの約8.5%相当)が投入される計画で、他国よりもかなり規模が大きい(図2)。この支援策はかなり大きな刺激を提供することとなり、施行後1年間のアメリカの総需要を平均3~4%上昇させ

る可能性があることに加え、日本を含む主要な貿易相手国(特にカナダ、メキシコ)の経済活動に波及効果が見込まれる。一方、中国を含む一部の新興国では、今年は財政政策が引き締められる可能性がある。

主要先進国では、緩和的金融政策および財政政策を維持すべきである。同時に、初期段階で実施された経済全体への広範な支援は、回復が進むにつれて最も打撃を受けた産業へよりの絞った支援にする必要がある。

ワクチンの迅速な生産・展開に加え構造改革も重要

疫学的・経済的に重要な優先事項は、成人へのワクチンを可能な限り迅速に生産・展開することである。また、検査・感染経路・追跡・隔離プログラムを可能にする十分なリソースを提供することで、タイムリーで的を絞った局所的な対策を使用して感染拡大を制限できる。

また、景気回復の牽引力を高めるために、全ての国で強力な構造改革の取

り組みが必要である。今回の危機はある程度、労働力と資本の再配分を必要とする可能性がある。物理的な距離とそれに関連する消費者の嗜好の変化によって最も影響を受ける一部の産業は、危機後、恒久的に縮小する可能性がある。また、在宅勤務への永続的なシフト、出張の削減、eコマースを含むサービスのデジタル配信の増加も、利用可能な仕事の組み合わせや職場を変化させる可能性がある。こうした潜在的な変化は、長期にわたる低成長、成果や機会へのアクセスの不平等の拡大、デジタル化と気候変動への適応の必要性等、パンデミック前から存在していた長年の課題を浮き彫りにすることとなる。

[注]

OECDは今後の見通しについて基本予測、上方予測、下方予測の三つのシナリオを提示している。上方予測は世界中で効果的なワクチンの展開が加速し、封じ込め措置の緩和ペースが早まるシナリオで、世界全体のGDP成長率は2021年に7.0%、2022年に5.0%となる予測である。下方予測はワクチンの展開が予想よりも遅くなるシナリオで、世界全体のGDP成長率は2021年に4.5%、2022年に2.75%となる予測である。

【参考資料】

OECDホームページ

(<http://www.oecd.org/>)

“OECD Economic Outlook, Interim Report. Strengthening the recovery: The need for speed”

“The need for speed: faster vaccine rollout critical to stronger recovery”

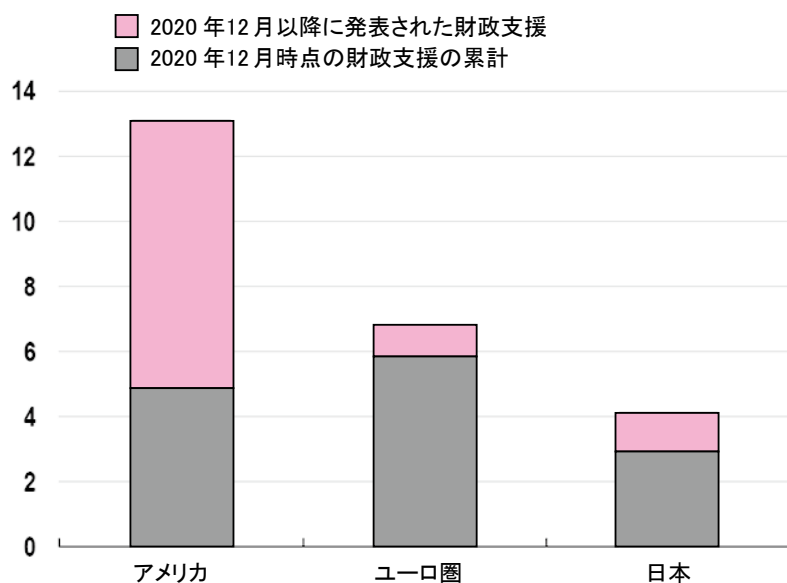
“Strengthening the recovery: The need for speed, OECD Economic Outlook, Interim Report March 2021”

OECD東京センター

(<http://www.oecd.org/tokyo/>)

(海外情報担当)

図2 各国の財政支援(GDPに占める割合、%)



資料出所: OECD (2021)